

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項

〔1〕街なか居住の推進の必要性

中心市街地では、伊勢市駅前第一種市街地再開発事業による賃貸マンションや分譲マンションの整備等により、人口社会減少数は抑制されているものの、依然として市全体における中心市街地の人口率は低下し、高齢化率も上昇している。

また、中心市街地内の空き家については、非耐震の木造空家除却に対する補助金利用などにより、地域の安全性は改善傾向にあるが、空き家の有効的な活用を促進する制度の活用がなかなか進んでいない。

今後、さらに高齢化が想定される中、歩いて暮らせる環境整備がより必要であり、中心市街地は都市基盤や商業施設、福利施設などの既存ストックが集積した生活利便性の高い地域であることから、居住環境の向上を図り、地域住民等が実施している空家対策と連携を図りながら、空家の有効的な活用を促進するとともに、移住・定住 PR の推進などの取り組みを進め、まちなか居住の促進を図る必要がある。

〔2〕具体的事業の内容

(1)法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

【事業番号】 6-1 【事業名】 移住PR事業

【事業実施時期】	令和3年度～		
【実施主体】	伊勢市		
【事業内容】	①首都圏における移住フェアでの相談やPRの実施（令和3年度～） ②移住支援金の支給（令和4年度～）		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	都市機能の強化と活発な地域活動によるまちなか居住の促進		
【目標指標】	中心市街地の居住人口の社会増減		
【活性化に資する理由】	移住検討者に対して、伊勢市で暮らすことの魅力や移住者支援施策のPRや移住支援金の支給により経済的負担を軽減することで移住を促進し、転入者増に寄与するものであり、都市機能の強化と活発な地域活動によるまちなか居住の促進という目標を達成するために必要な事業である。		
【支援措置名】	地域未来交付金		
【支援措置実施時期】	令和4年度～	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項

(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業番号】 6-2 【事業名】 木造住宅耐震補強等事業

【事業実施時期】	平成 21 年度～		
【実施主体】	伊勢市		
【事業内容】	木造住宅の居住安全性の確保または除却		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	都市機能の強化と活発な地域活動によるまちなか居住の促進		
【目標指標】	中心市街地の居住人口の社会増減		
【活性化に資する理由】	木造住宅の居住安全性の確保あるいは除却を通じて、まちなかの居住環境及び地域の防災力の向上に寄与するものであり、都市機能の強化と活発な地域活動によるまちなか居住の促進という目標を達成するために必要な事業である。		
【支援措置名】	防災・安全交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）		
【支援措置実施時期】	平成 28 年度～	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業番号】 6-3 【事業名】 空家対策事業

【事業実施時期】	令和元年度～		
【実施主体】	伊勢市		
【事業内容】	移住者等を対象とした空家の利用促進		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	都市機能の強化と活発な地域活動によるまちなか居住の促進		
【目標指標】	中心市街地の居住人口の社会増減		
【活性化に資する理由】	移住者等を対象とした空家の活用促進を通じて、空家の再利用と移住者等の定住による人口増を図るものであり、都市機能の強化と活発な地域活動によるまちなか居住の促進という目標を達成するために必要な事業である。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（まちなかウォークアブル推進事業（伊勢市中心市街地活性化区域地区））		
【支援措置実施時期】	令和 2 年度～令和 6 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業番号】 6-4 【事業名】 空家総合事業

【事業実施時期】	平成 29 年度～		
【実施主体】	伊勢市		
【事業内容】	空家の適正管理の啓発、実態調査		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	都市機能の強化と活発な地域活動によるまちなか居住の促進		
【目標指標】	中心市街地の居住人口の社会増減		
【活性化に資する理由】	空家の適正管理の周知、実態調査、危険空家の除却推進等、計画的な空家対策を推進することで、まちなかの居住環境の向上を図るものであり、都市機能の強化と活発な地域活動によるまちなか居住の促進という目標を達成するために必要な事業である。		
【支援措置名】	空き家対策総合支援事業		
【支援措置実施時期】	令和 2 年度～	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項

(4)国の支援がないその他の事業

【事業番号】 6-5 【事業名】 住宅リフォーム促進事業

【事業実施時期】	令和5年度		
【実施主体】	伊勢市		
【事業内容】	住宅のリフォームに対する補助		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	都市機能の強化と活発な地域活動によるまちなか居住の促進		
【目標指標】	中心市街地の居住人口の社会増減		
【活性化に資する理由】	住宅のリフォーム・増改築を行う場合に、その工事費用の一部を補助することで、市民の改修意欲等を向上させ、区域内の居住環境を維持・改善することで、定住や移住による人口の増加を促進し、都市機能の強化と活発な地域活動によるまちなか居住の促進という目標を達成するために必要な事業である。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】 6-6 【事業名】 まちなか移住創業促進事業

【事業実施時期】	平成28年度～		
【実施主体】	伊勢まちづくり株式会社 ほか		
【事業内容】	まちなか移住・創業・就業に係る促進事業の企画		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	都市機能の強化と活発な地域活動によるまちなか居住の促進		
【目標指標】	中心市街地の居住人口の社会増減		
【活性化に資する理由】	中心市街地の定住人口を増やすべく、伊勢市・商工会議所・まちづくり会社等の関係機関が連携し、主に市外、県外からの移住希望者を対象に、創業、就業、子育て支援等施策のPRや企画の検討、実施を行うものであり、都市機能の強化と活発な地域活動によるまちなか居住の促進という目標を達成するために必要な事業である。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			